

北監第46号
令和6年11月7日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

隨時監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく隨時監査を、別紙「実施計画書」のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第5項の規定に基づく隨時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項及び範囲

- ・収入・支出に関する事務全般について

実施日

令和7年1月8日（水）

実施場所

北方町役場 委員会室

基本方針・着眼点

- ・調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- ・調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・支出負担行為は法令等に違反しないか。
- ・不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
- ・その他経費を節減できるものはないか。
- ・その他関連事務全般について

提出資料

収入・支出伝票等関係書類

出席依頼者氏名

担当課長、担当者

北監第2号
令和7年1月15日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

随時監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を執行したので、同法第199条第9項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第 199 条第 5 項による隨時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項及び範囲

収入・支出に関する事務全般について

実施日

令和 7 年 1 月 8 日 (水)

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

対象事項について、監査目的に基づき会計室より提出された書類の確認及び担当課を聴取するなどして監査した結果、確認できた収入・支出事務については概ね適正に執行されていると認められるが、意見の内容については以下の監査意見書に記述する。

監査意見書

北方町監査委員 横山 治
北方町監査委員 石井 伸弘

令和7年1月8日に、地方自治法第199条第5項による随時監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意見

1. 町が所有している土地の借地料について

町が所有している土地を貸している案件がいくつか確認できたが、その借地料については相場と多少差があると思われるものがあった。できるだけ相場に近い価格で設定することが望まれるが、過去からの経緯があることも理解できるので、一度検討を願いたい。

2. 町が補助金を出している団体について

町が補助金を出している団体についていくつか確認したが、どの団体も予算の残額については、町に戻し入れたり翌年度に繰り越していた。このこと自体は問題はないと考えるが、その額が大きい団体がいくつか見受けられたので、できるだけ補助金申請の時点で担当課でよく内容を精査されることが望ましいと考える。

3. 福祉医療費に関する高額療養費分の回収について

福祉医療を利用している町民の方の医療費が高額療養費に該当した場合、町は後に各保険者に高額療養費を代理請求する流れとなっている。その際、当該の方の書面が必要であり、相手方によってはなかなか提出が無い場合もあるという説明を受けた。今後、併用レセプト請求に変わることで、その懸念もなくなると思われるが、現状では高額療養費が未収になる可能性もあることから、よく担当課においてそういう努力してもらいたい。

4. 町のホームページについて

ホームページで検索できる例規について、近隣市町においてはほとんどがホームページ内で例規を検索できるようになっている。北方町のホームページにおいても、リニューアルを機に検討をしてもらいたい。

5. まちづくり活動助成金について

まちづくり活動助成金については、今年度は5団体の申請があり、町の発展に貢献しようとしてもらえる団体が増えているということはたいへん喜ばしいことである。その中で、ここ数年毎年申請している団体もあっていいことであると理解できるが、できることならば資金面での自立も促すことも必要であると思われる。活動に対する成果と、費用対効果については、今後もよく精査してもらいたい。

以上